

## 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会女子職員の育児休暇に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会就業規則(以下「規則」という。)第20条の規程による女子職員の育児休業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (育児休業の請求)

第2条 規則第20条第1項の規定により育児休業を請求しようとする女子職員は、当該請求にかかる育児休業最初の日前1ヶ月までに育児休暇承認願(様式第1号)に当該請求にかかる乳児との続柄を証明する書類を添えて会長に提出し、その承認を得なければならない。

### (育児休業の不承認事項)

第3条 規則第20条第3項第2号に規定する育児休業を承認することが適当でないと認める特別の事情は、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 請求にかかる女子職員が、退職または停職の処分を受け、当該処分の効果が継続するとき。
- (2) 請求にかかる女子職員が、公務上の災害または通勤による災害により勤務に服することができない状態が継続するとき。
- (3) 請求にかかる女子職員が、負傷または疾病(結核性疾患を含む。)により入院または病臥中で、現に乳児を育てることができないことが明らかな状態が長期間継続するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、育児休業の趣旨に反するとみとめられる特別の事情があるとき。

### (育児休業期間の延長)

第4条 規則第20条第4項の規定により育児休業の期間を延長しようとする女子職員は、当該育児休暇最後の日前1ヶ月までに育児休暇期間延長願(様式第2号)を会長に提出し、その承認を得なければならない。

### (育児休暇の期間の短縮)

第5条 規則第20条第5項の規定により育児休暇の期間を短縮しようとする女子職員は、短縮しようとする育児休暇の期間満了の日前1ヶ月までに育児休暇期間短縮願(様式第2号)を会長に提出し、その承認を得なければならない。

### (育児休暇の取消し)

第6条 会長は、規則第20条第6項の規定により育児休暇を取り消すときは、育児休暇取消通知書(様式第3号)により当該女子職員に通知するものとする。

(届出事項)

第7条 育児休暇の承認を受けた女子職員は、当該承認にかかる乳児が死亡したとき、または当該承認にかかる乳児を養育しなくなったときは、育児休暇変更届(様式第4号)をただちに会長に提出しなければならない。

(職務復帰)

第8条 育児休暇の承認を受けた女子職員は、育児休暇の期間が満了したとき、または育児休暇を取り消されたときは職務に復帰しなければならない。

付 則

この規程は平成2年4月1日から施行し、平成2年1月1日から適用する。

様式第1号(第2条関係)

育 児 休 暇 承 認 願

年 月 日

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会  
会 長 鈴 木 昌 三 殿

所 属

職 名

氏 名

印

育児休暇の承認を受けたいので、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会就業規則第20条第1項の規程にもとづき次のとおり請求します。

乳児の氏名		乳児の生年月日	年 月 日
育児休暇 の期間	年 月 日から ( 月 日間 ) 年 月 日まで		

(注) 乳児との続柄を証明する書類を添付すること。

様式第2号(第4条、第5条関係)

育児休暇期間 延長 願  
短縮

年 月 日

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会  
会 長 鈴 木 昌 三 殿

所 属  
職 名  
氏 名

印

育児休暇の期間を 延長 短縮 したいので、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会  
就業規則第20条 第4項 第5項 の規程にもとづき請求します。

乳児の氏名		乳児の生年月日	年 月 日
育児休暇 の期間	年 月 日から 年 月 日まで	( 月 日間)	
延長 短縮 したい育児 休暇の期間	年 月 日から 年 月 日まで	( 月 日間)	
(理 由)			

様式第3号(第6条関係)

育 児 休 暇 取 消 通 知

年 月 日

殿

(任命権者)

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会就業規則第20条第6項の規定にもとづき、次のとおり育児休暇を取り消すので通知する。

育児休暇の期間	年 月 日から ( 月 日間) 年 月 日まで
育児休暇の期間	年 月 日から ( 月 日間) 年 月 日まで
(理 由)	

様式第4号(第7条関係)

育 児 休 暇 変 更 届

年 月 日

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会  
会 長 鈴 木 昌 三 殿

所 属

職 名

氏 名

印

育児休暇の承認にかかる乳児に変更があったので、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会女子職員の休暇に関する規程第7号の規定にもとづき、次のとおり届け出ます。

乳児の氏名		乳児の生年月日	年 月 日
1 乳児が死亡した	年 月 日死亡		
2 乳児を養育しなくなった	年 月 日から (理 由)		